

会議録

会議の名称	令和6年度東松山市障害者差別解消支援地域協議会					
開催日時	令和7年1月28日（火曜日）		開会	午前10時		
			閉会	午前11時30分		
開催場所	東松山市総合会館総合会館304会議室					
会議次第	1 開会 2 あいさつ 3 議事 (1) 障害者差別解消法の施行について (2) 令和6年度における周知・啓発等の取組 (3) 障害者福祉等のあり方に関するアンケート結果について 4 その他					
公開・非公開の別	公開		傍聴者数	1人		
委員出欠状況	座長	濱畑 芳和	出	委員	内藤 高子	出
	委員	本間 光浩	出	委員	落合 要之	出
	委員	松崎 一祐	出	委員	左納 徹	出
	委員	久保田 慶一	欠 ※	委員	堀田 昌宏	出
	委員	中村 修	出	委員	酒井 久枝	出
	委員	小柳 玉枝	出	委員	森下 博	出
	委員	高橋 康夫	出			
	※久保田慶一委員の代理として学校教育課副主幹八木原実穂氏が出席					
事務局	健康福祉部 田嶋部長		障害者福祉課 小野澤課長			
	障害者福祉課 荻原副課長		障害者福祉課 小松主査			
	障害者福祉課 金子主任					

次 第	顛 末
<p>1 開会</p> <p>事務局 (障害者福祉課 小野澤課長)</p>	<p>本日は公私とも大変お忙しいところ、お集まりをいただきまして誠にありがとうございます。</p> <p>定刻になりましたので、令和6年度東松山市障害者差別解消支援地域協議会を開会させていただきます。</p> <p>私は、本日の会議の進行を務めさせていただきます、障害者福祉課長の小野澤でございます。よろしくお願いたします。</p> <p>開会に当たり、一点皆さんにお願いがございます。</p> <p>本会議につきましては、事前にお配りした次第により進めさせていただきます。本日、聴覚障害のある酒井委員にご参加いただいております。手話通訳者を配置しておりますが、発言の際には心持ちゆっくりお話しいただきますようお願い申し上げます。</p>
<p>2 挨拶</p> <p>事務局 (障害者福祉課 小野澤課長)</p>	<p>はじめに、田嶋健康福祉部長よりご挨拶申し上げます。</p>
<p>健康福祉部 田嶋部長</p>	<p>— 挨拶 —</p>
<p>事務局 (障害者福祉課 小野澤課長)</p>	<p>続きまして、委員の出席状況について、ご報告申し上げます。</p> <p>13名の委員のうち本日出席委員は12名となっております。</p> <p>お手元に委員の名簿が配布されておりますが、学校教育課長の久保田委員が所用により欠席のため、学校教育課の八木原副主幹が代理でご出席をいただいております。</p> <p>続いて、資料の確認をさせていただきます。</p>
<p>事務局 (障害者福祉課 金子主任)</p>	<p>— 資料確認 —</p>
<p>事務局 (障害者福祉課 小野澤課長)</p>	<p>今年度より委員の任期が更新され、委員の変更もございますので、改めて皆さんの自己紹介をお願いしたいと存じます。</p> <p>では、名簿の順に従いまして、本間委員からお願いいたします。</p> <p>— 委員自己紹介 —</p>

<p>事務局 (障害者福祉課 小野澤課長)</p>	<p>ありがとうございました。 続きまして、事務局の紹介を行います。</p> <p>— 事務局自己紹介 —</p>
<p>事務局 (障害者福祉課 小野澤課長)</p>	<p>また、本日の会議の会議録作成にあたり、出席委員2人の方に署名をお願いしたいと存じます。本日の会議録につきましても、本間委員と内藤委員をお願いいたします。</p> <p>後日、会議録ができましたら事務局よりご連絡を申し上げますので御署名をお願いいたします。</p> <p>つづきまして、「議事」に入る前に座長を選出させていただきたいと存じます。議事につきましては、東松山市障害者差別解消支援地域協議会開催要綱第4条第1項により、座長が進行を務めることとなっております。</p> <p>委員の改選に伴いまして、座長を選出させていただきたいのですが、このことにつきましてお考えはございますか。</p>
<p>堀田委員</p>	<p>事務局に腹案があればお願いします。</p>
<p>事務局 (障害者福祉課 小野澤課長)</p>	<p>事務局といたしましては、立正大学教授 濱畑委員をお願いしたいと考えておりますが、いかがでしょうか。</p>
<p>委員一同</p>	<p>— 異議なし —</p>
<p>事務局 (障害者福祉課 小野澤課長)</p>	<p>それでは、濱畑委員をお願いしたいと存じます。 濱畑座長、ご挨拶をお願いいたします。</p>
<p>濱畑座長</p>	<p>— 挨拶 —</p>
<p>事務局 (障害者福祉課 小野澤課長)</p>	<p>ありがとうございます。 それでは、濱畑座長、議事の進行をお願いいたします。</p>
<p>3 議事 濱畑座長</p>	<p>議事に入る前に確認事項がございます。東松山市審議会等の会議の公開に関する要綱では公開・非公開の決定を会に諮って決めることになっております。本日の会議を公開の会議とし、会議資料や会議録を公表してよろしいでしょうか。</p>

委員一同	— 異議なし —
濱畑座長	公開の場合、傍聴希望者がいらっしゃれば、傍聴いただくこととなります。事務局にお伺いいたします。本日、傍聴希望者はいらっしゃいますか。
事務局 (障害者福祉課 金子主任)	1名いらっしゃいます。
濱畑座長	では、傍聴希望者に入室してもらってください。 それでは議事に移ります。 議事(1)「改正障害者差別解消法の施行について」、事務局から説明をお願いします。
事務局 (障害者福祉課 金子主任)	— 障害者差別解消法の施行について説明 —
濱畑座長	ただいま事務局より説明がございました。このことについてご質問、ご意見等のある方はいらっしゃいますか。 障害者への差別解消のための措置として、不当な差別的取扱いの禁止、それから合理的配慮の提供が法律上で求められてきておりまして、民間事業者もこの合理的配慮の提供を行っていかなくてはならなくなりました。また、そのためのプロセスとして、建設的対話というキーワードが出てきております。この建設的対話というのは、落としどころを一緒に探していくという話し合いになります。資料の中でも例として記載されていますが、障害のある方が不便な思いをされた時にその解消に向けた要望があった場合、その要望に対してどのように応えていくか、相互理解を対話の方向性として、対応策について考えあって進めていくというプロセスが非常に重要になってまいります。よって、この建設的対話をそれぞれのところで取り組んでいただきたいと思います。
小柳委員	差別に関する相談について、東松山市では令和4年度に2件相談があったという説明でしたが、どのような内容だったのでしょうか。
事務局 (障害者福祉課 金子主任)	1件目につきましては、障害によりマスクをつけられないこどもがいる保護者からの相談でした。当時、新型コロナウイルス感染症が社会的に大きな影響を及ぼしておりましたので、事業者の方から施設を利用す

	<p>る際には必ずマスクをつけてくださいと言われたということで、不当な差別的な扱いを受けたという内容でした。市でその事業所にヒアリングを行ったところ、事業者からの配慮として、他の利用者がいない時間を案内したり、貸切での利用を案内する等の対応をしていたということ伺いましたので、今後も障害のある方から申し出があった場合には、合理的な配慮をお願いしたいということを事業者に伝えました。</p> <p>2件目につきましては、足が不自由な方からの相談であり、病院への送迎を行っている事業者に対して、車への乗降に対して必要な支援を求めたのに何の配慮もされなかったという内容でした。こちらも市でその事業所にヒアリングを行いまして、基本的に支援が求められた時には対応をしているという回答があったので、今後も障害のある方に対しては可能な限りの配慮を行っていただきたいということを伝えました。</p>
<p>濱畑座長</p>	<p>ほかはいかがでしょうか。</p> <p>ないようですので、議事(2)「令和6年度における周知・啓発等の取組」に移ります。事務局から説明をお願いします。</p>
<p>事務局 (障害者福祉課 金子主任)</p>	<p>— 令和6年度における周知・啓発等の取組について説明 —</p>
<p>濱畑座長</p>	<p>ただいま事務局より説明がございました。このことについてご質問、ご意見等のある方はいらっしゃいますか。</p>
<p>中村委員</p>	<p>先ほどのご説明の中で、意思疎通支援員は市役所に週3日間勤務されているというお話がありましたが、この3日間は決められた曜日なのでしょうか。</p>
<p>事務局 (障害者福祉課 金子主任)</p>	<p>意思疎通支援員は、原則として、月曜日、水曜日、金曜日の9時から16時まで勤務しております。</p>
<p>濱畑座長</p>	<p>ほかはいかがでしょうか。</p> <p>事細かに周知をしていただいております、また、改正障害者差別解消法の施行に伴った色々な取組をご報告いただいたところです。</p> <p>それでは、議事(3)「障害者福祉等のあり方に関するアンケート結果について」に移ります。事務局から説明をお願いします。</p>
<p>事務局 (障害者福祉課)</p>	<p>— 障害者福祉等のあり方に関するアンケート結果について説明 —</p>

金子主任)	
濱畑座長	<p>ただいま事務局より説明がございました。障害福祉計画・障害児福祉計画の策定に先立ちまして、障害当事者に対してのアンケートを実施され、そこで浮かび上がってきたのが、障害者差別解消法についての周知がまだ行き届いていないこと、また、当事者についても理解が進んでいないというような結果が出てきたということや、差別的取り扱いについては、色々と不快な思いや嫌な思いをしているというような状況の中で、相談先をあまり認知できていないということがアンケートの中から浮かび上がってきたということをご報告いただいたところでございます。</p> <p>委員の皆さんのところでも見聞きしていることがございましたらご発言をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。</p>
森下委員	<p>具体的に見聞きしたという訳ではないのですが、これまでお話を伺った中で、この法の趣旨として公共団体や事業者に対応が求められるということで、任意団体である自治会にも反映されるべきものとして理解してよいと思うのですが、資料の27ページに記載されているアンケートの中で、障害者が差別や嫌な思いをした場面として「住んでいる地域」という答えをしている方が23.2%もおります。こうした中で、地域という一番身近な生活の場の中でもこれだけ多くの方が経験されているということは、やはり地域としてもこういうことがないように努力をしなければいけないと考えた時に、障害のある当事者の方々からしても声を上げづらいバリアのようなものがあるのではないかとおもわれます。このようにしたらもう少し声を上げられた、また、相互に理解をすることができるのではないかと考えると、例えば「住んでいる地域」と答えた方の中で障害別に見てみると発達障害の人は52.2%とありますが、やはり地域との関わりをもつ機会が多いと、現実的には当事者はショックを受けているという現実があると思います。そうした時に声を上げづらい風土や雰囲気地域に根強く残っているという感じもありますので、その点も含めて、どういうことがこうした環境を生んでいるのか等について、皆さんからご意見をいただければ、自治会の代表として出席している立場としては、今後の対応について活かしていきたいと考えて質問をさせていただきました。</p>
濱畑座長	<p>障害があることで差別や嫌な思いをしたことがあるという経験をされた方の中で、約4分の1の方が「住んでいる地域」と回答しているという結果を踏まえて、これについて地域をどのように変えていったらいいのか、また、声を上げづらい環境にあるのではないかと問題提起だったかと思います。このことに関しまして、何かございましたらご意見をいただきたいと思います。</p>

<p>事務局 (障害者福祉課 金子主任)</p>	<p>障害者福祉課で行っている取組になりますが、先ほどの説明の中で、障害者手帳を交付する時に障害を理由とする差別を受けた際の相談窓口についても説明しているということを申し上げましたが、それとは別に、地域の相談先として民生委員さん等のご案内も行っております。差別や嫌な思いをされたことがあると答えた方のうち、地域の中でそうした思いをされた方が4分の1もいるというところで、改めてそういったことを相談できる窓口の周知や、意見を募る場面等があれば効果的かと思えますので、今後そうした取組についても検討していきたいと思えます。また、補足になりますが、令和6年4月1日から民間事業者につきましても合理的配慮の推進が義務化されましたが、先ほど森下委員がおっしゃったとおり、自治会等の地域団体や、ボランティア団体等の営利を目的としない団体につきましても同様に合理的配慮の推進が義務化されたということを申し添えます。</p>
<p>酒井委員</p>	<p>今回の資料として、抜粋されたアンケートをご提示いただきましたが、抜粋された箇所以外のアンケート結果は、市のホームページ等に掲載される予定はあるのでしょうか。</p>
<p>事務局 (障害者福祉課 金子主任)</p>	<p>こちらのアンケートにつきましては、第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画の策定にあたっての基礎調査として行ったアンケートになります。今回は、本日の会議が障害者差別に関することということで、関連する設問項目を抜粋して提示いたしました。第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画の中で、一部具体的な結果の掲載をしているところになります。</p>
<p>酒井委員</p>	<p>ホームページには掲載しないということでしょうか。</p>
<p>事務局 (障害者福祉課 金子主任)</p>	<p>ホームページには第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画を掲載しておりますので、アンケート結果の全てを網羅したものではないですが、計画の様々な箇所でアンケート結果に係る具体的な数字を記載しております。</p>
<p>内藤委員</p>	<p>地域の中で嫌な思いをされている方がいらっしゃるのではないかと、アンケートを実施したことによってこのような数字が上がってきているかと思うのですが、実際に嫌な思いをされたときに、相談ができていない方が多いのではないかと感じます。社会福祉協議会では、様々な福祉の事業を行っている中で、ご相談を受けることが多くあります。私が携わっている権利擁護の事業でも、精神障害のある方や発達障害の方から「こういうことがあって嫌な思いをした」ということなどを</p>

	<p>日常の会話の中で伺うことがあり、うまく地域で表現ができないことで嫌な思いをしているという話も聞くので、一緒になって考えたり、傾聴することまではできるのですが、例えば事業者の対応について疑問があった時に、自分たちの立場としてその事業者に対して改善した方がよいと伝えるなど、そういったところまで踏み込んで対応するのはなかなか難しいと感じています。先ほどの説明の中で、市の方で相談を受けた時に事業者の方に聞き取りを行ったというお話がありましたが、もし地域の中でこういったことがあって困ったとか、嫌だと感じたということ伺った時に、市に相談をすることで事業者に何らかのアプローチを行っていただけるのかについて、教えていただきたいと思います。</p>
<p>事務局 (障害者福祉課 金子主任)</p>	<p>障害を理由とする差別を受けた時の相談先として、各市町村が相談窓口となっておりますので、障害のある方がこういった場面で嫌な思いをした、また、この事業所から差別を受けたというご意見等がございましたら、市にお話しをいただければ今後の改善策について一緒に考えることが可能ですので、ご相談をいただければと思います。</p>
<p>内藤委員</p>	<p>ありがとうございます。虐待の場合であればすぐに通報という形で共有がされる場所ですが、こういったことはなかなか共有ができていなかったと思いますので、今後そのようにさせていただきます。</p>
<p>濱畑座長</p>	<p>アンケートの調査結果を見ますと、やはりまだ制度についての周知がなかなかできていないということ、また、当事者の理解を深めるための取組を視野に入れていくことが必要だということがわかるかと思います。声が上げづらい環境については、当事者本人が感じた嫌なことがあったという思いについて、社会福祉協議会さんに話されたような内容を上手に拾っていくという地道な作業に基づいて、差別解消に向けた取組を推進することになるかと思います。事を荒立てたくないという意識は、事業者はもちろん、当事者にも同様に心理的障壁としてあるかと感じておりますので、気軽に話せる環境づくりについて、大掛かりなことをする必要はないと思いますが、事業者や地域の中でも話しやすい環境づくりや、日頃からの関係をつくっていくことも必要かと感じています。声を上げづらいということは関係性にもよりますので、いきなり市役所の窓口に来て「こんなことをされた」という話をされる方はそれほど多くなく、日頃から付き合い合っていて関係性が構築されている方々に話されることが多いと思いますので、そういった声を丁寧に拾っていくことを行っていくべきかと思われまます。また、当事者の方々にもまだ周知できてないということもあるかと思っておりますので、今後、取り組んでいただければと思います。</p> <p>大学のことを少しお話させていただきますと、大学でも合理的配慮の</p>

提供の義務化ということで、障害のある学生支援という点で推進をするということになっております。現在、本学の障害学生支援室の責任者を務めている中で、特に発達障害や精神障害のある学生への配慮について、大人数で行われる授業の中で行うことの難しさを日々感じているところでございます。また、最近では、少し誤解と申しますか、これも周知がまだ徹底されてないところとつながる話ですが、「合理的配慮の提供が義務化されたのだから何でもやってくれる」という認識でこられる学生や保護者がかなり多くなってきていると感じます。現段階では言いづらい環境ということもあるかもしれませんが、今後、周知が進めば進むほど、どんな要求をしてもいいというような形に変化しかねないという面もございいます。あくまでも合理的配慮というのは、建設的対話に基づき、事業者と当事者の方々がしっかりと話し合いをしながら、配慮の内容を考えていくというプロセスが非常に重要だと考えています。中にはいきなり高い要求をされる当事者の方もいないわけではないのですが、合理的配慮というのは事業者の規模や人手といった様々なことに制約をされながら、その中でできることという形でやっていかざるを得ないので、そういったところがかみ合った話し合いができていくと、より良いまちづくりができるのではないかと考えております。大学の支援室においても、色々なプレッシャーがある中で運営を行っておりますので、少し共有をさせていただきたいと思っております。

そのほかはいかがでしょうか。

中村委員

障害者に関する差別を受けた等の相談につきましては、法務局においても人権相談の位置づけの一つとして受け付けております。法務局の話をさせていただきますと、国の人権擁護機関の令和6年度の啓発活動の重点目標である「『誰か』のことじゃない」というキャッチフレーズを基に、本日同席している人権擁護委員さんによる人権相談を東松山支局において毎週水曜日に開設しており、人権擁護委員さんに相談を受けていただいております。また、法務局における人権擁護活動の一環として、昨年10月と11月にそれぞれ東松山人権擁護委員協議会の人権擁護委員さん達が障害者福祉施設を訪問して、従事している方々に我々の相談窓口を案内するリーフレット等を配布したところでございます。また、来月には、東松山市のハローワークさんが開催する企業が働く方々に対して実施する研修会に出席して、障害のある方が雇用の場面で差別待遇を受けることがないように、人権を守る大切さについてのお話をさせていただく予定となっております。以上、法務局の活動の紹介を含めましたが、ご参考にしていただければと思います。何かありましたら、法務局でも相談窓口を開設しておりますので、今後もよろしく願いいたします。

<p>濱畑座長</p>	<p>共有をいただきましてありがとうございます。法務局、また、人権擁護委員の皆様方にもお力添えをいただきまして、差別解消を推進しているということでございました。</p> <p>そのほかはいかがでしょうか。</p>
<p>酒井委員</p>	<p>東松山市聴覚障害者会の酒井と申します。私達の会は、聞こえない人や聞こえにくい人が20数名加入して活動しております。毎月集まって、話し合いをしておりますが、話し合いの中で普段の生活の中で困ったことの話も出てきます。最近だと、例えばお薬をもらう時に待っていると、順番を飛ばされて後ろに回されてしまうことがあったという話がありました。また、家族と一緒に病院に行った時に、自分の病状を手話で話をするのですが、診察では家族に向かって話をしており、自分を見てくれず、少し寂しい気持ちになったという話も聞いております。以前にも事例として報告したことがあるかと思いますが、窓口で、筆談対応をお願いしなければいけないという時に、顔を見て明らかに「嫌だな」という表情をされてしまうこともあります。現在、新型コロナウイルスの影響は収まってきていますが、マスクの習慣はまだあるので、マスクを外して話をすれば表情も見えますが、マスクを着けたままだと表情が見えにくいということがあります。また、マスクの中で笑われているのがふとわかる時などに嫌な思いをすることもあります。東松山市では手話言語条例が制定されており、様々な取組も進んでおりますので、今後、手話ができる人が増えていくと状況も色々と変わってくるかと思いますが、まだ普及が進んでいないので、何かよい方法の検討であったり、もう少し緩やかなご対応をしていただけるとありがたいということを団体の意見として出しておきたいと思っております。</p> <p>また、少し話は変わりますが、障害者差別解消法について、当事者として、生活の中で生きづらいと感じることがあります。それは、当事者本人でないと本当にわからないことだと思います。何かの機会がありましたら、様々な障害のある方が、これまでに見たり聞いたり経験したことについて、皆さんにお話をできるような場を作っていただけたらよいと思うので、意見として出ささせていただきたいと思っております。今年度、市内の一部の小学校に伺って、障害とはどういうことかというお話をさせていただいております。市民の皆さんに対しても、聞こえない方だけでなく、その他の障害のある方たちも一緒に話す機会ができればよいと思います。今後、一緒にそういったことを進めていきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。</p>
<p>濱畑座長</p>	<p>ありがとうございます。酒井委員をはじめとして、障害のある方々の思いをどう受け止めていくのかということころでは、まだなお一層の社会の側の工夫が求められているのかと考えております。この相互のコミュ</p>

ニケーションが重要だと思っております、先ほど建設的対話の話もいたしましたけれども、相互理解はコミュニケーションからということは当たり前なのですが、特に障害がある方とのコミュニケーションについては、コミュニケーションへの支援をどのように行っていくかという点も含めて考えていかなければならないかと思われまます。そういった地道な取組の中で、以前から言われていた心のバリアフリーという観点が土台にあって、この障害者差別解消法がうまく機能するものかと思われまます。嫌そうな対応をされてしまうと気分の良いものではございませので、そういったことにならないように、こどもたちに対して、障害のある方がいらっしゃるということ認識してもらうことは重要な取組になるかと考えておりますので、学校教育との連携というのもお考えいただけるとよいかと思われまます。

そのほかはいかがでしょうか。

本間委員

障害者就労支援センターとして、障害のある方の就労に関するご相談を受けさせていただいている中で、このアンケートの中でも学校や職場で嫌な思いしたという意見が一番多く出てきておりますが、就労にあたっての支援という面でお話を伺うことがあります。その中で、私ども支援センターの人間が間に入って、当事者のお話も伺いながら、企業との調整をするというような業務もやらせていただいております。差別のような事例でいうと、最近、私どものような就労支援センターが県内各所に開設されてきており、サポート体制も整ってきていることがあつて、支援センターの存在が企業のほうにも周知されてきたからかと思われまます。その反面、企業のほうで障害のある方を雇用する際に、就労支援センターへの登録や、支援を受けているということ前提として採用するという企業も出てきております。当事者本人は特にそういったサポートを望んでいないのに、「支援センターに話を通していないと採用しません」と一方的に言われるような事例がありました。ハローワークさんとも連携しながら、企業にヒアリングをしたり、ハローワークさんのほうから企業に対してご指導をいただくというようなことが最近ございませので、当センターで、障害者差別に関わる事案ということで話題提供として挙げさせていただきました。

濱畑座長

この事案も非常に重要と思われまます。今回のアンケートの中で知らなかつたという回答が結構出てくるのですが、本間委員から出していただいたこの事案は、少し聞きかじつたというレベルで色々な話が進んでいった中でのトラブルかと思われまます。すなわち、障害のある方が就労するためには就労支援センターの支援をつけるという、単純化した模式図に全部当てはめてしまい、「このような対応をすればよい」という型にはめ込んだ考え方をされると非常に問題があると思われまます。建設的対話とい

うコミュニケーションが重要であるということを繰り返し伝えていかな
いといけないのは、コミュニケーションは楽しい反面、非常に面倒であ
るという面があるからです。この面倒なやりとりをしていかなければい
けないのは、当事者にとっても大変だと思います。本学の学生とのやり
とりの中で、「先生に配慮願いをする時にはこの用紙を持って行ってくだ
さい」と伝えると、「それは面倒だから先生がやってください」と言われ
ることがあります。やはり相手をお願いをするということ自体が面倒な
取組になるわけです。企業が採用や募集にあたって、その面倒な部分を
やりたくないために、就労支援センターが全てやってくれるのであれば
受け入れるということになると、本質的にあまり変わっていないとい
うことになるかと思えます。表向きは障害のある方にも友好的な会社だ
と言いながらも、このような対応をしているとなると問題かと思われま
す。やはりコミュニケーションを十分にとっていただきながら進めていく
というのが差別解消の取組の本質だと思っておりますので、そこを型ど
りのことをやればよいという受け止めをされないようにしていくという
工夫も必要なかと思えます。どうしても企業というのはコンプライア
ンス意識が求められておりますので、それを守ろうとするあまりに定型
化したくなるという傾向があります。企業側は「これさえ守っておけば
差別と言われまいだろう」といった思考で、色々な対応を考えていく
ということになると、本質的な部分を見落とすというところになるか
と思えますので、そういった部分もご配慮いただきたいと思えます。また、
障害者差別解消法についての周知にあたっては、現時点ではまだその段
階には至っていないと思うのですが、恐らく周知が進めば進むほど、こ
のようにうまくコミュニケーションが取れないというトラブルが増えて
いってしまい、表向きはちゃんと対応していると会社はうたっている
が、実態としては話が通じないとか、従業員から嫌な顔をされること
になってしまうことも多々あり得るかと思えます。そういったことも含
めて、20年、30年かけて地道にやっていかなければいけないことと思
っております。

ほかにご質問、ご意見のある方はいらっしゃいますか。

それでは、これで議事を終了し、座長の職を解かせていただきます。皆
さんご協力ありがとうございました。

4 その他

事務局
(障害者福祉課
小野澤課長)

濱畑座長ありがとうございました。続いて次第の4その他でございま
すが、委員の皆さんから何かございますか。

委員一同

— 特になし —

<p>事務局 (障害者福祉課 小野澤課長)</p>	<p>以上をもちまして、令和6年度東松山市障害者差別解消支援地域協議会を閉会とさせていただきます。 長時間にわたりまして、ご審議を賜りありがとうございました。</p>
<p>上記会議の顛末を記載した内容について、相違ないことを証します。</p> <p>令和7年2月12日</p> <p>署名委員 <u> 本間 光浩 </u></p> <p>署名委員 <u> 内藤 高子 </u></p>	